

第3節 鉄道警察

○鹿児島県警察鉄道警察隊の設置等に関する訓令 (平成10.10.28 鹿児島県警察本部訓令34)

改正 前略…平成26.3訓令6

(目的)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の21第2項の規定に基づき、鹿児島県警察鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の組織、活動等に関し必要な事項を定め、もってその効率的な運営を図ることを目的とする。

本条…一部改正（平成22.3訓令9）

(任務)

第2条 鉄道警察隊は、鉄道施設において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とし、同任務に関して、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 指導及び教養に関すること。
- (3) 警察庁及び管区警察局に対する報告連絡並びに他都道府県警察との連絡調整に関すること。
- (4) その他生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）の命ずる事項に関すること。

本条…全部改正（平成22.3訓令9）

(組織)

第3条 鉄道警察隊は、隊長及び隊員をもって組織する。

本条…全部改正（平成22.3訓令9）

(隊長)

第4条 隊長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充て、警察本部長が任命する。

- 2 隊長は、命を受け、鉄道警察隊の業務を掌理し、部下の職員を指揮監督するもの（鹿児島警36）。

とする。

本条…追加(平成22.3訓令9)

(係)

第5条 鉄道警察隊に、その所掌事務を処理するため、鉄道警察係を置く。

本条…追加(平成22.3訓令9)

(統括係長等)

第6条 鉄道警察隊に、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

本条…追加(平成22.3訓令9)、一部改正(平成26.3訓令6)

(事件等の処理範囲)

第7条 鉄道警察隊の運営に関する規則(昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第4条第1項第4号に規定する警察本部長が指定する犯罪については、地域警察が一貫処理する次に掲げる事件とする。

(1) 司法警察職員捜査書類簡易書式例の対象事件

(2) 微罪処分対象事件

2 列車内及び駅の構内で認知した事件、事故等については、規則第4条第1項の規定に基づき、初動的な措置を行った後、事件、事故等の発生地又は最寄りの停車駅を管轄する警察署に引き継ぐものとする。ただし、他の都道府県警察の管轄区域内で被疑者を逮捕したときは、移動警察規則(昭和29年国家公安委員会規則第17号)の定めるところによるものとする。

本条…一部改正(平成21.2訓令1)、旧4条…一部改正し繰下(平成22.3訓令9)

(勤務種別及び勤務方法)

第8条 隊員の勤務種別は、通常基本勤務及び特別勤務とする。

2 通常基本勤務の勤務方法は、警戒警備、警乗、在所、警ら、立番及び見張りとする。

3 特別勤務の対象となる活動は、おおむね次に掲げるものとする。

(1) 事件、事故等が発生した場合において、現場臨場、捜索救助、被疑者の同行その他当該事案処理のために行う活動

(2) 緊急配備のための活動

(3) 鉄道施設における特別の治安情勢に対処するために行う犯罪の予防、検挙、情報収集等の活動

(4) 鉄道施設における雑踏警備及び列車による現金その他の物品の輸送に伴う警戒

警備の要員としての活動

- (5) 鉄道事業者等の行う鉄道事故防止の諸活動の支援若しくは協力又は住民と共同で行うこれらの活動
- (6) 鉄道事業者等との連絡のための活動その他規則第3条に規定する任務を達成するため、通常基本勤務によらずに行うことが必要と認められる活動

旧6条…繰下〔平成22.3訓令9〕

(1 勤務日の勤務時間等)

第9条 隊員の勤務時間、休憩時間等は、次表のとおりとする。

勤務制	区 分		勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間
毎日制 (丙)	日	A	4時30分	13時15分	7時間45分	1時間
		B	6時30分	15時15分	7時間45分	1時間
		C	8時30分	17時15分	7時間45分	1時間
	勤	D	12時15分	21時00分	7時間45分	1時間
		E	15時15分	24時00分	7時間45分	1時間

2 地域課長は、前項に規定する勤務の開始及び終了の時刻により難しいときは、当該時刻を変更することができる。

本条…一部改正〔平成21.2訓令1〕、旧7条…繰下〔平成22.3訓令9〕、本条…一部改正〔平成22.3訓令12、23.4訓令15〕

(勤務方法別の勤務時間割)

第10条 隊員の勤務方法別の勤務時間割は、次表のとおりとする。

区 分	勤 務 方 法			
	警戒警備・警乗	在 所	警 ら	立番・見張
日 勤	おおむね5時間	おおむね1時間	おおむね1時間	おおむね1時間

本条…一部改正〔平成21.2訓令1〕、旧8条…繰下〔平成22.3訓令9〕

(勤務計画)

第11条 隊長は、鉄道警察活動を計画的に行うため、毎月25日までに次に掲げる事項を内容とする翌月の勤務計画を策定し、鉄道警察隊勤務計画表（別記様式）により、地域課長の承認を受けなければならない。

- (1) 勤務指定
- (2) 執務重点
- (3) 行事予定
- (4) その他勤務に必要な事項

2 隊長は、前項の勤務計画を変更する必要があるときは、事前に地域課長の承認を受けなければならない。ただし、急速を要し承認を受けることができないときは、事後、速やかに報告するものとする。

旧9条…繰下〔平成22.3訓令9〕

(連絡主任者)

第12条 規則第14条第2項に規定する連絡主任者は、隊長とする。

旧10条…繰下〔平成22.3訓令9〕

(関係警察署長との連携等)

第13条 地域課長及び隊長（以下「地域課長等」という。）は、鉄道施設を管轄する警察署の鉄道警察隊兼務隊員（以下「兼務隊員」という。）の所属する警察署長と緊密な連携を保たなければならない。

2 地域課長等は、新たな兼務隊員として任命された者に対し、鉄道警察隊員として必要な知識及び技術を習得させるための教養を行うほか、随時、教養を行わなければならない。

旧11条…繰下〔平成22.3訓令9〕

(服務心得)

第14条 隊員は、鉄道警察活動に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 地理、地形及び鉄道施設の状況、鉄道施設における事件、事故等の発生状況等に精通すること。
- (2) 服装、言葉使い、態度等に留意し、適切な市民応接に努めること。
- (3) 鉄道施設を管轄する警察署の警察官、鉄道事業者等と緊密に連携及び協力すること。
- (4) 休憩中も常に出勤できる体制を整えておくとともに、装備資器材を点検整備しておくこと。

旧12条…繰下〔平成22.3訓令9〕

附 則

- 1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 鹿児島県警察鉄道警察隊の設置等に関する訓令（平成8年鹿児島県警察本部訓令第7号）は、廃止する。

附 則 （平成21.2.20訓令1）

この訓令は、平成21年2月1日から適用する。

附 則 （平成22.3.24訓令9）

この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 （平成22.3.30訓令12）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成23.4.7訓令15）

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 （平成26.3.12訓令6）

この訓令は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月24日から適用する。

別記様式（第11条関係）

鉄道警察隊勤務計画表〔月分〕

行事予定	月分																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日																																
全国																																
警界内(方面)																																
隊長																																
隊員																																
昼間																																
夜間																																
勤務重点																																

勤務区分	A	04:30～13:15	E	15:15～24:00
	B	06:30～15:15	/	週休
	C	08:30～17:15	▲	祝日休
	D	12:15～21:00		

本様式……部改正(平成22.3訓令9)、全部改正(平成23.4訓令15)